

令和8年度 消 防 計 画 書

(目的)

第一条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、社会福祉法人愛知育児院における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この計画は、社会福祉法人愛知育児院に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第三条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常業務は、次の通りとする。

防火管理者 児童養護施設南山寮 施設長 北村 清美			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
特別養護老人ホーム (南山の郷)	施設長 古川忠利	GF, 1F, 2F 〔地下電気室〕 ボイラー室 厨房	古川忠利 古川幾子 竹平 肇
ケアハウス	施設長 古川忠利	ケアハウス 3F	藤吉 祐斗
認定こども園 (南山ルンビニー園)	園長 寺本己織	GF 保育室 厨房	寺本己織 橋田京子
児童養護施設 (南山寮)	施設長 北村清美	児童棟 1F 児童棟 2F 児童棟 3F 児童棟厨房 地域交流スペース	石黒 円 林 大介 安本順一 田邊好克 石黒 円

地域密着型複合施設 (みなみやま)	施設長 伊藤周作	グループホーム (1F)	伊藤周作
		小規模多機能ホーム (2F)	伊藤周作
		サービス付き高齢者 向け住宅 (2F)	伊藤周作

(建物等の自主検査)

第四条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路、階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	3日1回	上記	上記
消防用設備等		3日1回	上記	上記

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、社会福祉法人愛知育児院理事長に報告し、改修を図らねばならない。

(職員等の遵守事項)

第五条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙はしない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、フィルター等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行う時は、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を講ずる。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 防火戸の開閉位置に物品を置かない。

イ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者、防火担当責任者に連絡し、早々に撤去する。

第六条 消防設備等の機能を維持管理するために、(株)美装モリタ商会に委託して法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施月日 業者委託	
	外観点検・機能点検	総合点検
消火器	期限確認 年2回	業者委託
屋内消火栓設備	年2回	〃
自動火災報知設備	年2回	〃
誘導灯	電灯交換随時 年2回	〃、職員随時
非常放送設備	年2回	〃
避難器具	年2回	〃
エレベーター設備	毎月1回 業者委託点検	(株)トラストエレベータ

第七条 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録すると共に、不備、欠陥のあるものについては、社会福祉法人愛知育児院理事長に報告し、改修を図らなければならない。

2 消防用設備等の法定点検は、一年に1回消防署長に報告しなければならない。

第八条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

(特記) 放送設備において通報、避難、待機について逐次全体放送を流すこと。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次の通りとする。

細部の氏名等は組織図に別表に記載し責務を遂行する。

自衛消防隊の組織、任務分担		
自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班	消防機関に通報、非常放送、関係連絡
	初期消火班	屋内消火栓、消火器での初期消火活動
自衛消防隊副長 (防火担当責任者)	避難誘導班	該当児(者)を安全誘導
	備蓄管理班	食料等の備蓄を管理、補充検査
(火元責任者)		

3 夜間における自衛消防活動のための組織及び任務分担は次の通りとする。高齢者施設職員、児童養護施設職員の協力にて実施する。

当直者等	人員	役割担当	任務内容
当直者及び 夜勤者の任務 配置 上から順に 行動する。	10 名 分担	火元確認 初期消火 通報連絡 避難誘導 病院等に 連絡	非常ベル、発信元を確認、警報装置指示所 消火器、屋内消火栓設備の使用 火災通報装置により早期連絡 安全な場所に誘導する。応急処置。夜間 緊急連絡網により職員の緊急呼び出し 緊急連絡をする。負傷者などの救援

(震災対策)

第八条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機などの転倒防止措置（設置業者）を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔などの落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 調剤室、検査室、処置室の薬品棚には薬品類などの転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備、器具からの出火防止措置を行う。
- オ 危険物などの流失、漏洩防止措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

※ 備蓄品目は各事業事務所にて管理、保管をする。

※ 救助、救出用機材を確保するとともに、定期的に点検する。

(2) 地震後の安全対策

- ア 火気使用設備、器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備、器具、危険物施設などについて点検、検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備、器具は安全確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

- ア 情報収集、伝達（通報連絡班）
 - ・ テレビ、ラジオなどにより情報収集し、入所者などに知らせる。
- イ 警戒巡視（初期消火班）
 - ・ 火災発生を警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
 - ・ 落下、倒壊した物で避難上障害になるものを除去する。
 - ・ 建物内の被害状況などを防火管理者に報告する。
- ウ 避難誘導（避難誘導班）

- ・ 入所者を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から避難命令があるまで待機させて指示を待つこと。
- ・ 警戒レベル3が発表され、入所者などの避難誘導を行う場合は、落下物からの頭部保護、転倒物による転倒防止など必要な措置をする。
- ・ 入所者などを広域避難場所（隼人池公園）まで誘導する場合先頭と最後尾に職員などの配置をする。
- ・ 避難にあたっては、車両などを使用せず徒歩で行い、特養にあっては最良の方法で避難誘導を行う。

（４）＜東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置＞

第九条 東海地震注意情報発表を知った職員は、直ちに防火管理者などにその旨を報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者は、テレビ、ラジオを通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員などに対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担など必要な事項を伝達指示する。
- 3 職員及び入所者を除く施設利用者に対して、東海地震注意情報及び交通機関の情報などについて伝達し帰宅を促すものとする。
- 4 東海地震注意情報発表もしくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係わる人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、あらかじめ定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。
- 5 防火管理者（不在の場合は防火担当責任者）は安否確認システムを利用して全職員の安否と出勤の可否を確認する

（ 警戒宣言発令時の対応策 ）

第九条の2

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合（警戒レベル3発表時）、次の通り対応する。

（１）通所施設（南山ルンビニー園、デイサービス）

- ア 共用を中止する。（休園）
- イ 乳幼児については保護者へ直接引き渡すこととし、引き渡すまでの間は、施設において保護する。
- ウ 上記イ以外の利用者は自主帰宅させる。

（２）入所施設（その他の施設）

- ア 平常勤務を継続する。
- イ 入所者の保護者への引き渡しは、保護者からの申し出があった場合のみとする。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

（１）情報収集、伝達通報連絡班は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオなどにより情報の収集を行う。
- イ 職員に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は入所者に知らせる。
 （なお、入所者への情報伝達は、各階に避難誘導班を配置させた後に行う。）

（２）応急対策

初期消火班は、次のことを行う。

ア 火器を使用する設備、器具の使用は原則として禁止し、やむをえない場合は、その使用を最小限とするとともに監視人などを置く。

イ 窓ガラスなどの破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品などの転倒、落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

（３）避難誘導班は、入社者が混乱なく退場できるように誘導する。

ア 夜間に警戒宣言が発令された場合は、施設内に残っている者が上記（２）に定める応急対策を行う。

イ 警戒宣言発令後に出勤、退社する場合は、公共交通機関を使用する。

ウ 職員が休業日、休暇、帰宅後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

第十条 防火管理者は職員の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火、防災に関する教育や訓練を行う。

（１）教育の実施時期、区分

			実 施 者		
対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入職員	採用時	採用時 1 回		○	
正規職員	8、3 月	年 2 回	○		
	集会時	必要時		○	○
非常勤	採用時	採用時 1 回		○	
パート	朝礼時	必要時		○	○
備考					

（２）防火、防災教育の内容＜防火、防災教育の内容は、次の事項とする＞

ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について

イ 火災発生時の対応（役割、実施事項など）について

ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項など）について

エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項など）について

オ その他必要な事項について

（３）防火管理者が行う防火、防災に関する訓練は次のように実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	8月、3月	震災訓練	8月、3月
避難訓練	8月、3月	総合訓練	8月、3月
通報訓練	8月、3月		

ただし、設備運営基準がある場合は、それによる。

（消防機関への報告、連絡）

第十一条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- （１）消防計画の作成（変更）届出
- （２）防火指導の要請
- （３）教育訓練指導の要請
- （４）消防訓練実施の連絡
- （５）消防用設備などの点検結果の報告
- （６）その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、平成11年6月1日より施行する。
平成12年4月1日より改正施行する。
平成14年4月1日より改正施行する。
平成15年4月1日より改正施行する。
平成16年4月1日より改正施行する。
平成17年4月1日より改正施行する。
平成18年4月1日より改正施行する。
平成19年4月1日より改正施行する。
平成22年1月21日より改正施行する。
平成22年6月1日より改正施行する。
平成24年4月1日より改正施行する。
平成27年4月1日より改正実施する。
平成28年4月1日より改正実施する。
平成29年4月1日より改正実施する。
平成30年4月1日より改正実施する。
令和元年7月9日より改正実施する。
令和3年8月30日より改正実施する。
令和4年7月15日より改正実施する。
令和5年4月1日より改正実施する。
令和6年4月1日より改正実施する。
令和7年4月1日より改正実施する。

愛知育児院 消防計画（地震防災規程）

震災対策

第1節 計画の目的、適用範囲

（目的）

第1条 この計画（規程）、平成14年4月24日に名古屋市が大規模地震特別措置法（以下「大地震」という。）第3条第1項に規定する地震対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定、公示されたのをうけ、強化地域内の愛知育児院にあっては、消防法施行規則第3条8条第一項に基づき、別に定めのある愛知育児院消防計画の内、消防法施行規則第3条第3項の規定（大地震法第2条第3号に規定する地震予知情報などの伝達に関すること及び大地震法第2条第13号に規定する警戒宣言の発令時（警戒レベル3の発表時）における避難誘導、並びに自衛消防の組織に関することなどを盛り込んだ震災対策の策定）に適合する消防計画の変更（作成）が義務付けられたことをうけ、新たにこれらの震災対策を定めることにより地震による混乱防止、発災後の被害軽減を図ることを目的とする。

（諸規定との関係）

第2条 震災対策については、別に定める場合を除き、この計画（規程）の定めによる。ただし、防災教育及び訓練にあっては、防災教育・防災訓練も含むものとする。

（適用範囲）

第3条 この計画（規程）は、愛知育児院に勤務し（居住し）若しくは、出入りするすべての者に適用する。

第2節 震災予防対策

（震災予防措置）

第4条 各フロアの火元責任者は、地震時の災害を軽減又は防止するため、日頃から次のようなことを行う。

- （1）ロッカー、自動販売機などの転倒防止。
- （2）窓ガラス、看板、広告物などの落下、飛散防止。
- （3）火気使用設備、器具からの出火防止。
- （4）危険物の流失、漏洩防止。
- （5）高所に置かれた重量物は、極力低所に移動、又は固定する。
- （6）震災（災害）用の備蓄品を確保するとともに、それを定期的に点検する。

※ 備蓄品について各事業所において確保、点検する。(第4条6項)
(対象人員につき適量確保)

備蓄品目 (例)	数量	備蓄場所
飲料水(1人1日あたり3リットル)	人員分	各施設の倉庫 各施設の事務室
非常用食料(缶詰、乾パンなど)	〃	
応急手当セット(三角布、包帯、医薬品 絆創膏、ガーゼ、はさみ、ピンセットなど)	適量	
懐中電灯、予備乾電池	適量	
携帯用ラジオ、予備乾電池	適量	
トランシーバー、予備乾電池	適量	

(7) 次の救出用資機材を確保するとともに、それを定期的に点検する。

救助、救出用資機材品目	数量	保管場所
シャベル(スコップ)、つるはし	適量	各施設の倉庫
ジャッキ	〃	
ハンマー	〃	
金てこ、鉄パイプ	〃	
ヘルメット	〃	
軍手(または皮手袋)	〃	

※ 備蓄品の飲料水、非常食は、帰宅困難な職員の数を満たす数量を確保する。
また、救助、救出用資材は、保安要員などの数を満たす数量を確保する。

(地震後の安全措置)

第5条 地震が発生した時には、次のことを行う。

- (1) 地震発生後は、職員それぞれ自身の身の安全を守ること。
- (2) 火気設備、器具の近くにいる職員は、速やかに元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 火元責任者は、火災など第二次災害の発生を防止するために、速やかに建物、火気使用設備・器具・危険物施設の点検・検査を行い、防火管理者に状況を報告するとともに、異常が生じた場合は直ちに応急措置を行う。
- (4) 各設備・器具は、安全を確認し、防火管理者へ報告した後で使用する。

(地震時の活動)

第6条 地震時における活動は、別表1 自衛消防組織編成表及び任務分担表にある自衛消防活動のほか、次の事項についても行う。

(1) 出火防止の措置

各班は、各区域の火気使用設備・器具などの使用停止及び停止確認をするとともに、その報告を自衛消防隊長にする。

(2) 情報の収集

通報連絡班は、周辺の被災状況を把握するとともに、火元責任者から

情報を収集し、自衛消防隊長へ報告する。

(3) 消火活動

ア 消火班は、発生場所の状況を把握し、消火活動に当たる。

イ 院内に火災がなく、被害も少なく、周辺に火災が発生している場合、自衛消防隊長の命令により消火に協力する。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導班は、愛知育児院への来客、利用者、入居者、職員などに状況を的確に伝達し、避難場所へ誘導する。

イ 避難路及び指定避難場所は、別図によるものとする。(火災、地震共通)

第3節 警戒宣言発令時の組織等

(地震対策のための自衛消防組織)

第7条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合の自衛消防隊は、別表2に定める任務を行う。

(夜間、休日における自衛消防組織)

第8条 夜間、休日において警戒宣言が発令された場合は、別表3に定める体制をとり、別表2の任務を行う。

2 別に定めた連絡表により必要な職員を招集する。

3 警戒宣言の発令を知ったとき、施設の職員は自主的に参集する。

(業務の可否等)

第9条 警戒宣言が発令された場合は、職員の退社及び残留保安要員の確保を図り、施設利用者の混乱(パニック)防止のための必要措置を講ずる。

2 出勤途中又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合、職員は各施設に連絡を入れ現況の対応に努める。

第4節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置

(東海地震注意情報の発表)

第10条 東海地震注意情報を知った職員は、直ちに防火管理者に報告する。

2 報告を受けた防火管理者は、テレビ、ラジオ、インターネットなどにより直ちに情報を確認し、本計画に基づく必要な措置をとる。

(地震対策委員会の招集)

第11条 東海地震注意情報を知った委員長は、委員会を招集し、次の協議・決定をする。

(1) 判定会招集情報の段階における応急措置

ア 判定会招集情報の伝達方法

イ 自衛消防隊の任務の確認

ウ 判定会招集時における保安要員以外の退社について

(2) 警戒宣言発令における施設利用者、職員の取扱

- (3) 出火防止のための応急措置及び各設備の点検
 - (4) 時差退社の決定及び残留者の確認
 - (5) その他必要な事項
- 2 地震対策委員会の構成は、別表4の構成及び自衛消防隊の編成表を以って構成する。
 - 3 委員長は、各自衛消防隊員に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言及び東海地震注意情報の発令された場合の任務分担などの必要事項を伝達指示する。

第12条 職員及び入居者に対し、放送設備により、東海地震注意情報について、原則的には『放送文例＝東海地震注意情報が発令されました。今後の諸注意、指示に従って迅速に行動してください』を伝達する。

第5節 警戒宣言発令から地震発生(または解除)までの対策 (警戒本部の設置)

- 第13条 委員長は、警戒宣言が発令された場合、警戒本部を愛知育児院内「ふれあいホール」に設置する。
- 2 警戒本部の構成員は、前第11条第1項(地震対策委員会)と同様とする。
 - 3 警戒本部の任務は次の通りとする。
 - (1) 警戒宣言発令時における各種対応策の進行管理
 - (2) 消防計画に定められた事項のうち、重大な内容の変更
 - (3) 消防計画規定事項以外の突発的重大事項の決定
 - (4) 自衛消防隊及び職員に対する指示、命令
 - 4 自衛消防隊の各班長及び各職場の責任者は、応急対策及び退社の進行状況などを、臨時警戒本部に報告する。
 - 5 警戒本部には、本部の表示板、各階の平面図、トランシーバーなどの必要な資機材を準備する。

(警戒宣言発令時の伝達＜東海地震注意情報＞)

- 第14条 警戒本部は警戒宣言が発令された場合、職員に対して、放送設備により別記1に定める放送文例をもって伝達する。
- 2 自衛消防隊長は、避難誘導班員を所定の場所に配置する。
 - 3 避難誘導班は、直ちに拡声器、メガホン、ロープなどを携帯し、所定の位置について混乱防止に主眼をおいた適切な案内、誘導を行う。
 - 4 避難誘導班員の配置完了後、入居者に対し、放送設備により、別記1に定める放送文例をもって伝達する。
 - 5 避難誘導については、混乱による事故防止のため、職員の状況判断により避難をすすめる。

(火気使用の中止)

第15条 警戒宣言が発令された場合は、施設内外全域禁煙とし、火気設備器具の使用についても原則中止とする。

2 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを最小限の使用にとどめ、その他の運転を停止する。

(危険物の安全措置)

第16条 警戒宣言が発令された場合は、危険物及び高圧ガスの取扱は直ちに中止し、止むを得ず使用する場合は、警戒本部長の承認を得て、出火防止の安全措置を講じたうえで最小限の使用とする。

(工事及び高所作業の中止)

第17条 警戒宣言が発令された場合、警戒本部長は、直ちに建築（改修）工事及び高所作業を行うものに対し、工事資機材の転倒防止の安全措置を施すよう指示し、工事（作業）を中止させる。

(被害防止措置)

第18条 警戒宣言が発令された場合に職員がすべき被害防止措置は、第4条に規定する余震災措置及び次によるものとする。

- (1) 窓ガラスの破損、落下防止の確認
- (2) 照明器具類の固定
- (3) 事務機器、高所物の転倒、落下防止の確認
- (4) 初期消火用具の確保、確認
- (5) 非常持ち出し品の準備及び確認

第6節 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期)

第19条 防火管理者及び防火担当責任者は、既存の消防計画書 第10条「教育訓練」に基づき防災に関する教育を次のようにする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理及び震災管理に関する職員各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 安全作業などに関する基本事項
- (5) 警戒宣言発令時の対応について
- (6) その他火災及び震災予防上必要な事項

(訓練)

第20条 防火管理者は、消防計画書に基づき防災、震災訓練を実施する。

(防災並びに消防訓練)

訓練種別	訓練内容及び対象	予定実施月
総合訓練	全施設対象に、消火・通報・避難誘導・救護・震災訓練を行う。	8月、3月
部分訓練	一定の施設のみ個々に行う。	随時
基礎訓練	消火器、消火栓、情報伝達	随時
図上訓練	想定訓練	随時

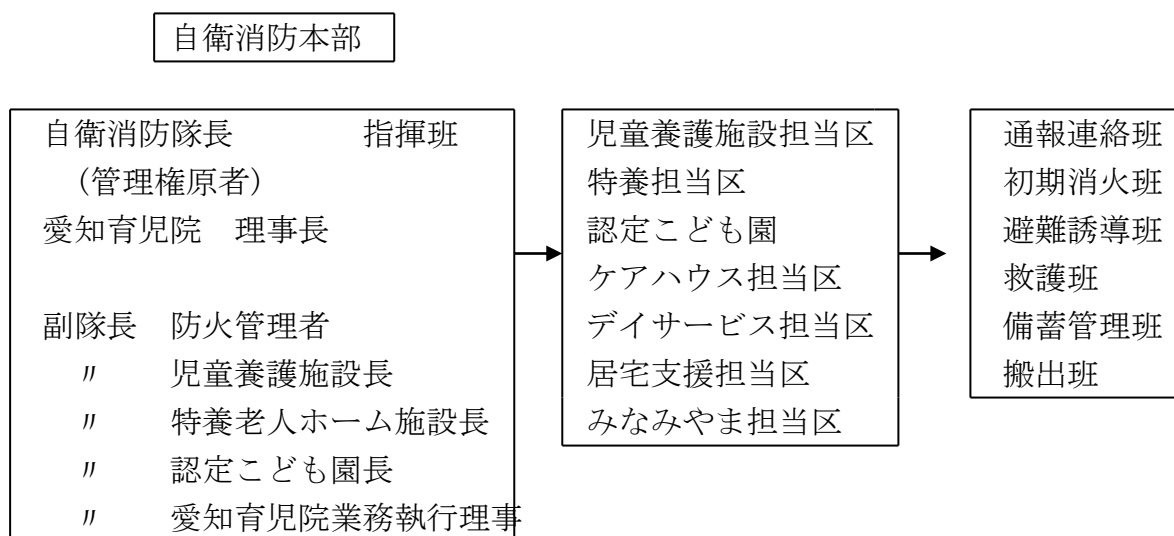
(訓練実施と報告)

第21条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施にあたり、火災予防条例に定める様式を提出する。

2 訓練実施結果を防火管理台帳に記録、保存する。

別表 1

震災対策にともなう消防組織編成表及び各任務分担表



別表 2

自衛消防隊の組織、任務分担		
自衛消防隊長 (防火管理者) 自衛消防隊副長 (防火担当責任者) (火元責任者)	通報連絡班	消防機関に通報、非常放送、関係連絡
	初期消火班	屋内消火栓、消火器での初期消火活動
	避難誘導班	該当児(者)を安全誘導
	備蓄管理班	食料等の備蓄を管理、補充検査

別表 3

当直者等	人員	役割担当	任務内容
当直者及び 夜勤者の任務 配置 上から順に 行動する。	10 名 分担	火元確認 初期消火 通報連絡 避難誘導 病院等に 連絡	非常ベル、発信元を確認、警報装置指示所 消火器、屋内消火栓設備の使用 火災通報装置により早期連絡 安全な場所に誘導する。応急処置。夜間 緊急連絡網により職員の緊急呼び出し 緊急連絡をする。負傷者などの救援

別表 4

防災・地震対策委員会構成表

委員名	役職名	自衛消防組織(警戒本部)	防火管理組織
委員長	理事長	自衛消防隊長	管理権原者
副委員長	業務執行理事	自衛消防隊副隊長	法人業務執行理事
副委員長	法人事務	自衛消防隊副隊長	法人事務
副委員長	児童養護施設長	児童養護担当区長	防火管理者
委員	特養施設長	高齢者施設区担当長	防災担当責任者
委員	認定こども園長	認定こども園担当区長	防災担当責任者

別記 1 【放送文例】

「東海地震に関する情報をお知らせいたします。本日〇時〇分、東海地震についての警戒宣言が発令されました。警戒宣言の内容は、只今から数時間から2～3日以内に東海地方を中心とする地震が発生する恐れがあるとのことです。職員の誘導に従い、落ち着いて避難して下さい。」

附 則 この震災・防災規程は、平成14年9月20日から施行する。
 この震災・防災規程は、平成22年1月21日届出により変更施行する。
 この震災・防災規程は、平成24年4月1日届出により変更施行する。
 この震災・防災規程は、平成27年4月1日届出により変更施行する。
 この震災・防災規程は、令和元年7月9日届出により変更施行する。